

○奈良県警察車両整備工場運営要領の制定について

(平成3年11月15日例規第49号)

[沿革] 平成12年3月例規第10号、31年4月第23号、令和3年3月第16号改正

この度、奈良県警察車両管理規程（平成3年11月奈良県警察本部訓令第15号。以下「車両管理規程」という。）第17条第5項の規定に基づき、奈良県警察車両整備工場運営要領（以下「運営要領」という。）を別記のとおり制定し、平成3年12月1日から実施することとしたから、下記により適正に運用されたい。

なお、次の例規通達は廃止する。

奈良県警察車両整備工場運営内規（昭和32年9月例規務警第961号）

記

1 制定の趣旨

車両管理規程の全部が改正されたことに伴い、奈良県警察車両整備工場（以下「整備工場」という。）の運営についてもその全部を見なおし、新たに運営要領として規定したものである。

2 要点

- (1) 車両管理規程に基づき、整備工場が行う各種整備手続きについて、整備基準を明確にした。
- (2) 車両整備に必要な整備部品の会計手続き面について明確にした。

別記

奈良県警察車両整備工場運営要領

第1 目的

この運営要領は、奈良県警察車両管理規程（平成3年11月奈良県警察本部訓令第15号）第17条第5項の規定に基づき、奈良県警察車両整備工場（以下「整備工場」という。）の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

第2 車両の受理

整備工場に勤務する職員（以下「職員」という。）は、奈良県警察車両管理規程第23条から第25条までの規定に基づき車両を受理したときは、速やかに点検し、整備箇所、整備に要する時間、費用等を車両整備工場長（以下「工場長」という。）に報告し、整備に必要な指示を受けなければならない。

第3 整備手続

車両の整備手続については、工場長が作成する整備指図書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、整備工場において整備が不可能な場合は、工場長は民間

の業者に整備を発注することができる。

第4 整備基準

- 1 定期点検整備は、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）別表第3から第6までに定める基準により行うものとする。
- 2 検査受整備及び臨時整備は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）により行うものとする。

第5 整備完了報告

職員は、車両の整備が完了したときは、整備明細書（別記様式第2号）及び部品使用報告書（別記様式第3号）を作成し、工場長に報告しなければならない。

第6 作業日報

工場長は、作業日報（別記様式第4号）を作成し、作業結果を警務部施設装備課長に報告しなければならない。

第7 整備記録

職員は、各車両の整備状況を把握するとともに今後の整備資料とするため、車両ごとに整備に使用した部品名及び交換時期、潤滑油の交換等の実施結果を車両管理カード（別記様式第5号）に記録しておかなければならない。

第8 消耗品の管理

工場長は、整備工場において、車両の整備のために常時使用する消耗品については、奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）第78条第1項第2号に定める消耗品整理簿により、受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

第9 遵守事項

職員は、常に次のことに留意し、事故の防止に努めなければならない。

- (1) 火災及び盗難の防止
- (2) 関係者以外の入場禁止
- (3) 機械器具の整理整頓及び無断貸与の禁止
- (4) 工場内外の整理整頓

(別記様式省略)